

第三者行為（交通事故等）による傷病届等提出書類の記入上の注意

交通事故等による国民健康保険の使用(保険診療等)につきましては、国民健康保険法施行規則第32条の6の規定に基づき届出が必要です。

つきましては、別添の記入方法を参考の上、下記につきまして、概ね1か月以内に提出してください。

記

提出書類	注意事項
1. 第三者行為による傷病届	・届出者情報は国民健康保険被保険者の世帯主を記入 ・自賠償保険及び任意保険の内容は、交通事故証明書及び相手方(第三者(加害者のこと))に確認の上、記入してください。
2. 事故発生状況報告書	別添の見本を参考に詳しく記入してください。 最下段の届出者は世帯主(未成年の場合は親権者等)の自筆署名(押印なし)又は記名(印刷等)の場合は押印のこと。
3. 同意書	受診者が記入(未成年の場合は世帯主などの親権者が記入) 受診者本人の自筆署名又は記名(印刷等)の場合は押印のこと。
4. 誓約書	相手方(第三者)が記入する書類です。 ※印鑑証明書は必要ありません。 入手できない場合は、理由を余白に記載してください。 例)相手方と連絡が取れないため取り付け不可。など
5. その他添付書類	① 人身事故扱いの交通事故証明書 自賠償保険の場合は原本を提出してください。 (<u>損保会社提供分(押印済)の証明書はコピー可</u>) ②人身事故証明書入手不能理由書 交通事故証明書が「人身事故」扱いでない場合(証明書右下:照合記録簿の種別が「物件事故」)は、交通事故証明書と人身事故証明書入手不能理由書をあわせて提出して下さい。

※書類作成上、不明な点がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市 国民健康保険課 給付担当

電話(代表):072-841-1221 内線 3232

電話(直通):072-841-1403

FAX(直通):072-841-3716